

1, 性教育と性に関する相談窓口について

今年の6月に、内閣府男女共同参画局より、子どもの性暴力に関する調査資料が出されました。それによると、若者16～24歳のうち、約26.4%が何らかの性暴力被害にあっている、とのこと。4人に1にというのは大変多い割合です。

それを受け関係府省連絡会議では、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」が取りまとめられ、児童・生徒等への教育啓発の充実も明記されました。子どもや若者は、被害に遭っても、それを性被害であると認識できないことや、加害者との関係性などから誰にも相談できず、被害が潜在化・深刻化しやすいことが指摘されています。こういった背景もふまえ、岡山市での性教育について質問します。

- (1) 令和4年9月の答弁で、「学校における性に関する指導状況については、学校保健活動状況調査により把握している」とありました。この調査の目的や、性教育に関する調査項目は小学校、中学校それぞれどのようなものですか。
- (2) 国の緊急対策パッケージには、「性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、産婦人科医や助産師等の専門家を外部講師として活用する等により、性と健康に関する教育等を行う」ということも明記されました。インターネット社会の中で、未成年であっても様々な情報にふれる機会がある中、男女共に性行為や性的同意、避妊についての知識は必要だと考えます。各中学校で外部講師を呼んでの授業をどの程度実施されていますか。また、どのような内容ですか。
- (3) 国の状況調査の結果では、性被害を受けた半数以上が誰にも相談できなかったという結果でした。性被害はとりわけ身近な人物が加害者になることが多く、周りに相談しにくい状況も多いです。学校現場では、性教育と共に、学校現場以外の相談窓口があることを周知してほしいところです。
 - (ア) 岡山市に若者向けの相談窓口として設置された3丁目ユースクリニックについて、どのように周知してきましたか。
 - (イ) また、相談件数をおしえてください。
- (4) 内閣府で、男性・男児のための臨時の相談窓口が12月23日まで開設されています。この周知はどのように行われ、岡山市からはどの程度の相談件数が現時点までであったのか、分かればお示しください。また、今後市としても男性・男児のための相談窓口を設置することを考えませんか。

2、小中学校のトイレへ生理用品を置くことについて

生理用品を学校の個室トイレへ設置することについて、これまでも議会で何度も議論が行われてきましたが、市内のある学校ではもうすでに、地域の方の協力で、5、6年生が使う洋式トイレ2か所に、生理用ナプキンの設置が実現しています。状況をお尋ねしたところ、一つ一つ小さな密閉袋に入れられ、1か所に2つ壁に設置されていました。【児童のみなさんへ】という掲示には、「必要な時に、このナプキンを使ってください。返却も、先生への報告もいりません」と記載されていて、児童が安心して使うことができます。

使用状況は、4月から11月までで3回ほど補充した程度で、基本的には家から持ってくるのが定着しているようでした。補充の管理は、教頭先生が夕方の戸締りの時に見て、無かったら入れるとのことで、「生徒がトイレトペーパーの補充と同じように補充することもできると思う」ともおっしゃっていました。生徒へのアンケートでは、有ってよかったという声もあったと聞いています。

- (1) 全国的にも、学校のトイレへ生理用品を設置する流れは増えています。岡山市でも、安心して学校生活をおくる環境保障の1つとして、まずは何校かで実証実験を始めてみませんか。
- (2) また、国の地域女性活躍推進交付金は、学校現場への生理用品にも使えるようです。実証実験から必要な数量や予算を数値化し、こういった財源も活用し全校への設置も検討しませんか。

3、自衛隊員の募集活動について

去年12月に閣議決定された安保関連三文書に基づき、「反撃能力」の保有や、防衛費倍増を着々と進める中、国による「軍事優先」の度合いは戦後最も高い段階にあります。自衛隊が担う任務もこの20年ほどで大きく拡大し、自国の防衛だけでなく、他国の有事にも対応できる日本の軍隊がつくられていると言えます。そんな中で、自衛隊員募集のために岡山市は2020年から、18歳22歳の名前や住所を自衛隊へ宛名シールとして渡しています。

現在行われている国会でも、日本共産党の山添議員がこの問題を取り上げ、「個人情報はどう保護されるかの規定がないのに情報の提出を可能とするのは憲法13条のプライバシー権を侵すものだ」と指摘し、認識をただしたところ、木原防衛大臣は、個人情報提供は、「(それぞれの自治体が)適切に判断する」として、自治体へ責任をおしつけています。

一般曹候補生が自衛官等募集を知った理由として、自衛隊の地方本部の郵便物と答えた割合は1.4%で、募集対象者を特定する情報を得なければ、自衛隊員の募集活動が困難になる様子は見受けられません。それにも関わらず国が自治体へ個人情報の提供を要請してくる背景は、自衛隊の人的基盤強化のために下請け的な業務を担わせる「仕組み」を強化することがねらい、と見ることもできます。戦時に若者を動員する体制のベースにもなり得るものです。

さらに、学校現場では中学校の職業体験の選択肢に自衛隊も入り、防災訓練の名目で学校へ呼ぶことも行われています。災害時の救助組織としての印象が強い自衛隊ですが、日々訓練しているこ

とは、防災訓練ではなく戦闘を想定した軍事訓練であり、自衛隊法の中には、危険を顧みず身をもって責務の完遂に努めることや、上官の命令に服従する義務も負っています。有事がおれば最前線の戦場に行かされるのが自衛隊です。そういった事実を隠し、子どもたちに防災や救助組織としての自衛隊員の印象づけをすることは適切ではありません。

- (1)中学生の職業体験活動の選択肢の中に自衛隊が含まれたのはいつからですか。また、その理由はなんですか。
- (2)今年度、学校で自衛隊による防災教室を企画した学校がありました。岡山市で実際に学校へ自衛隊を呼んだ事例はありますか。あれば小学校、中学校それぞれ何件で、こういった目的で呼びましたか。
- (3)岡山市の教育委員会として、自衛隊を防災教育と称して学校の教育現場へ呼んだり、隊員の募集活動に協力しない方針を持っていただきたいです。ご所見をきかせてください。
- (4)18歳22歳の個人情報自衛隊に対して提供することは市民のプライバシー侵すものではないでしょうか。自衛隊の任務拡大を踏まえ、今や武力行使を実行できる組織で、一般的な職業とは違う国家組織です。今後、自治体を戦場の窓口としないためにも、個人情報の提供はやめませんか。

4、交通不便地域について

現在岡山市では、ふれあいセンターの利用促進のために、ふれあい号を運行していますが、地域の方からは、生活交通として利用したい、停留所を増やしてほしいなどの声があります。

タクシーを呼ぼうと思っても、人手不足でつかまらない、高額なためたびたび利用できない、ということもあり、免許返納した方や自家用車をもっていない高齢者にとって、移動手段の確保は切実な問題となっています。地域で生活するうえでも、健康を維持するうえでも大切に、交通不便地域に住む方の生活交通をどうするかは、福祉や市民協働の視点からも考えていくべき問題です。

- (1)ふれあい号やスクールバスの役割を組み込んでの交通計画について、今年の6月議会でエリア一括協定運行事業を踏まえて、課題を整理していくとされていました。その後、検討されたことがあればお示しください。
- (2)デマンドタクシーの運用体制として、基本的には地元が主体となるのが前提とされていますが、交通難民の多くが高齢者や障がいを持つ方です。地域交通のために自ら役割を担い、継続的な協議に参加すること自体がハードルで、不便を感じる住民がいても、協議会が立ち上がらない実態もあります。このデマンドタクシーにおいても、エリア一括協定運行事業の計画に入れていくことを考えませんか。